埼玉工業大学ソフトウェア管理規程

平成21年10月1日 学校法人 智香寺学園

(目的)

第1条 この規程は、大学におけるライセンスを伴うソフトウェア(以下「ソフトウェア」という。) の利用及び管理に関して必要な事項を定めることにより、ソフトウェアの違法な使用を防止し、もっ てソフトウェアの適正な利用を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
 - 一 「オリジナルディスク」とは、ソフトウェアが記録されたメディアで、ソフトウェアの著作者又は著作権者から許諾を得た者が記録し、作成したものをいう。
 - 二 「ライセンス」とは、ソフトウェアの購入、使用許諾契約の締結等により、ソフトウェアを適法 に利用することができる地位をいう。
 - 三 「管理単位」とは、ソフトウェアの管理が実施される範囲で、この範囲ごとにソフトウェア管理 責任者が選任されるものとする。
 - 四 「ソフトウェア管理責任者」(以下「管理責任者」という。)とは、管理単位ごとに選任され、ソ フトウェア管理の実施について責任を有する者をいう。
 - 五 「インストール管理台帳」とは、パーソナルコンピュータ(以下「コンピュータ」という。)ご とに実際にインストールされているソフトウェア名が記載された帳簿をいう。
 - 六 「ライセンス管理台帳」とは、購入その他の方法で取得したライセンスが記載されている帳簿をいう。
 - 七 「ソフトウェア監査」とは、実際にコンピュータにインストールされているソフトウェアを調査 すること及びその調査結果とインストール管理台帳及びライセンス管理台帳とを照合すること をいう。
 - 八 「教員・職員」とは、学校法人智香寺学園就業規程第3条に定める教員・職員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学が所有し、又は借用するすべてのコンピュータにインストールされている又はインストールされることとなるべきソフトウェアについて適用する。

(ソフトウェア管理の統括部署とその業務)

- 第4条 ソフトウェア管理の統括部署を情報基盤センターソフトウェア適正管理室とする。
- 2 情報基盤センター長(以下「センター長」という。)は、定期的に管理責任者に対して各管理単位 におけるソフトウェア管理の実施を要請し、実施結果の報告を受け、ソフトウェア管理が適切に行わ れているかを確認しなければならない。
- 3 センター長は、全大学構成員に対して、ソフトウェアの適切な管理について指導及び周知徹底するよう努めるものとする。

(管理責任者)

第5条 管理単位及び管理責任者を別表のとおり定める。

(管理責任者の業務)

- 第6条 管理責任者は、管理単位に所属するコンピュータに関して、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ー センター長からの要請に基づき、ソフトウェアの適正管理に関する実施結果をセンター長に報告 する。
 - 二 インストール管理台帳を作成し、ソフトウェアを新たにインストールし、又は削除したときは、 速やかにインストール管理台帳に記載する。
 - 三 ライセンス管理台帳を作成し、オリジナルディスクの購入、使用許諾契約その他によってライセンスを取得し、又はオリジナルディスクの廃棄、譲渡、使用許諾契約の解除その他によって、ライセンスを失ったときは、速やかにライセンス管理台帳に記載する。
 - 四 オリジナルディスク, ライセンス証明書, 使用許諾契約書等ライセンスを証明する文書を保管し, センター長から提示を求められたときは, 直ちに提示する。
 - 五 管理単位において、定期的にソフトウェア監査を実施し、その結果をセンター長に報告する。

(遵守事項)

- 第7条 教員・職員・学生は、ソフトウェア管理に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ー 管理責任者の承諾なく、本学が所有し、又は借用するコンピュータにソフトウェアをインストールしてはならない。
 - 二 管理責任者の承諾なく、本学が所有し、又は借用するソフトウェアのオリジナルディスク及びその複製物を学外へ持ち出してはならない。
 - 三 所属する管理単位内のコンピュータにインストールされることとなるべきソフトウェアを取得 したときには、オリジナルディスク、ライセンス証明書、使用許諾契約書等ライセンスを証明 する文書を、直ちに管理責任者に引き渡さなければならない。
 - 四 コンピュータからソフトウェアを削除したときには、速やかに管理責任者に報告しなければならない。
 - 五 ソフトウェア監査の実施に協力しなければならない。

(処分)

第8条 教員・職員・学生が、ソフトウェアの利用等に関し、故意又は重大な過失によりこの規程に違反した場合は、本学の定める規程により、相当の処分を行う。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。